

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

報告資料件名	頁
(1) 令和2年度生活困窮者自立支援事業の実績について	2
(2) 令和2年度ひとり親家庭支援事業の実績報告について	5
(3) 令和2年度障がい福祉センター相談事業の実績について	14
(4) 令和2年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について	20
(5) 令和2年度生活保護の適正執行及び自立支援の取組み状況について	23
(6) 足立福祉事務所滞納対策アクションプランについて	26

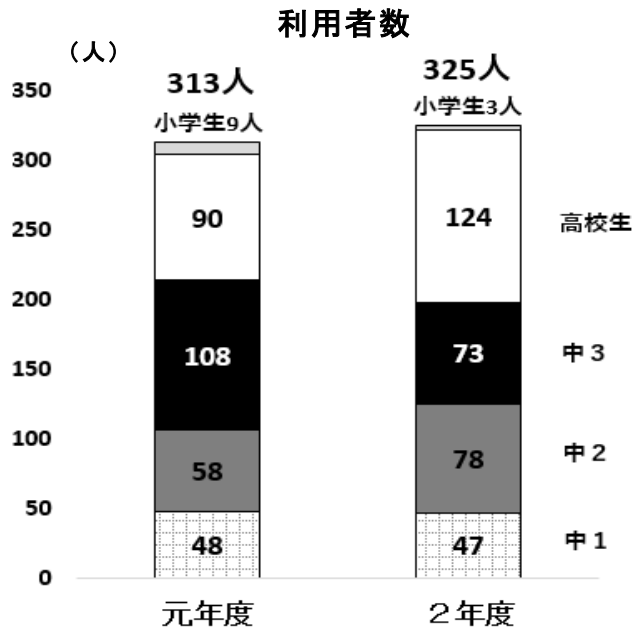
(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	令和2年度生活困窮者自立支援事業の実績報告について				
所管部課	福祉部くらしとしごとの相談センター				
内 容	令和2年度における生活困窮者自立支援事業の実績を以下のとおり報告する。				
	1 自立相談支援事業 相談件数 (件)				
		令和元年度	令和2年度	増減	
	相談件数	電話	2, 812	4, 172	+1, 360
		窓口	2, 251	1, 892	△359
		メール	64	176	+112
		合計	5, 127	6, 240	+1, 113
	※ 相談件数は前年度から1, 113件増加(対前年度21.7%増加)				
	※ 増となった主な内容「収入・生活費」「住まい・家賃」、「家族・人間関係」の問題など複数の複雑な相談が増加した。				
	2 就労準備支援事業の実施結果				
	令和元年度	令和2年度	増減		
利用者	244人	177人	△67人		
就労決定者	142人	93人	△49人		
就労体験等協力事業者	81事業者	70事業者	△11事業者		
求人開拓社数 (求人件数)	459社 (652件)	459社 (663件)	±0社 (+11件)		
※ 利用者、就労決定者、協力事業者はそれぞれ前年度から減少した。要因として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下における外出自粛要請、就労体験受入可能事業者の減等の影響による。					
(1) 支援内容					
① 面談、履歴書作成、面接指導					
② ジョブトレーニング(2週間連続)					
③ セミナー開催(パソコン、電話対応、コミュニケーション力等)					
④ 企業見学、就労体験、ボランティア体験					
(2) 主な就労先職種					
清掃(17人)、事務(12人)、警備(5人)、販売(4人)、接客(3人)、製造(2人)、学校用務員(2人)、ドライバー(2人)					

3 居場所を兼ねた学習支援の実施結果



(1) 支援内容

- ① 大学生を中心としたボランティア等による寄り添った学習支援
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議システムを活用したオンラインによる学習支援
- ③ 地域の子ども食堂等と連携して弁当等を配布・調達し、中学校休校期間中の昼食を支援

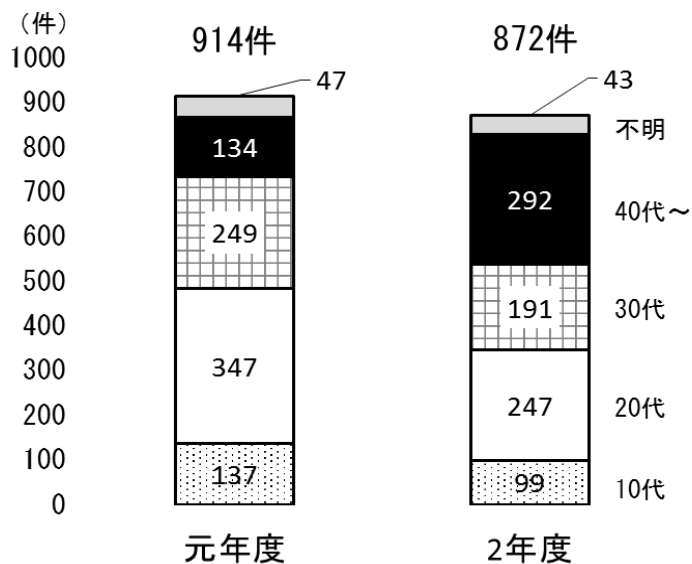
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、野外活動及び体験活動、施設内におけるイベントは中止した。

(2) 進路状況

中学3年生73人全員が高校等に進学

4 ひきこもり支援事業の実施結果

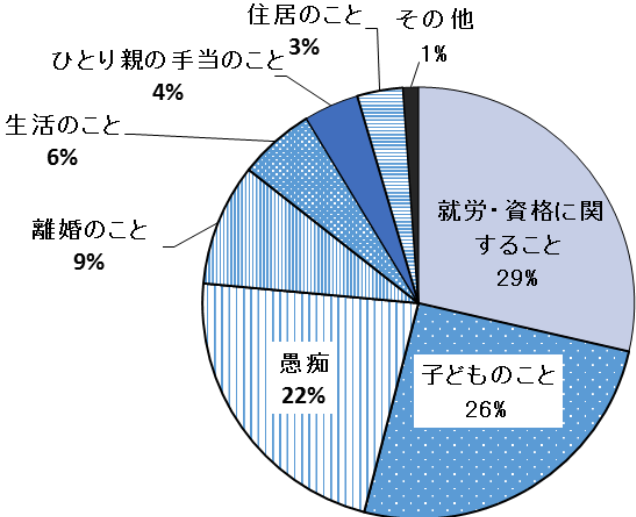
相談件数（年齢別）



	<p>電話、メール、来所、出張による相談を実施。ひきこもり当事者や家族などからの相談に丁寧に対応した。</p> <p>(1) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年代を問わないひきこもりに関する一般的な相談対応 ② 伴走型支援として、登録制による相談支援・居場所支援 <p>(2) 支援方法</p> <p>相談を通じて信頼関係を築き、人との関わり方など社会性を身につけるための支援。</p> <p>家族に対しては、本人への声掛けの仕方やタイミング等アドバイスを行うとともに、保健センターや家族会など、各種社会資源について情報提供を行う。</p> <p>(3) 居場所支援実績</p> <p>新規登録者8人、年間延べ利用者数185人（月平均15.4人）</p>
<p>問題点・ 今後の方針</p>	<p>生活困窮者に対し、今後も寄り添った支援に努めていく。</p>

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	令和2年度ひとり親家庭支援事業の実績報告について																		
所管部課	福祉部親子支援課																		
内容	<p>ひとり親家庭に対し、自立を支援し、生活の安定と向上を図ることを目的として、「相談」「交流」「就労」を柱とする各種支援事業を行っている。令和2年度の実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 豆の木相談室等での相談 豆の木相談室（親子支援課窓口）、メール・電話、サロン豆の木等でひとり親家庭からの相談を相談員が受け付けている。</p> <p>ア 相談件数：728件（前年度533件）</p> <table border="1" data-bbox="339 772 1497 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>窓口</th> <th>メール</th> <th>サロン</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労・資格に関すること</td> <td>165 (85)</td> <td>125 (118)</td> <td>10 (20)</td> <td>0 (0)</td> <td>300 (223)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のこと</td> <td>252 (139)</td> <td>133 (126)</td> <td>40 (19)</td> <td>3 (26)</td> <td>428 (310)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 相談内容内訳（割合）※相談1件あたりの重複あり</p>  <p>(2) 豆の木メール等での情報提供 サロン豆の木（以下）を始めとしたひとり親家庭向けのイベント情報を配信。また、ひとり親家庭の暮らしに役立つ情報を提供するアプリを開発し、配信。</p> <p>ア メール・アプリ登録者数：3,094件（前年度2,174件） ※ メール登録1,211件、アプリ登録1,883件</p> <p>イ 情報提供件数：225件（前年度245件） （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手当の振込日や給付金や減免情報など生活に関する情報 173件 ・ セミナー・講座の開催案内など仕事に関する情報 36件 ・ 安価で参加できるイベントなどレジャーに関する情報 16件 		電話	窓口	メール	サロン	計	就労・資格に関すること	165 (85)	125 (118)	10 (20)	0 (0)	300 (223)	上記以外のこと	252 (139)	133 (126)	40 (19)	3 (26)	428 (310)
	電話	窓口	メール	サロン	計														
就労・資格に関すること	165 (85)	125 (118)	10 (20)	0 (0)	300 (223)														
上記以外のこと	252 (139)	133 (126)	40 (19)	3 (26)	428 (310)														

(3) 今後の方針

相談件数はコロナ禍の影響もあり、前年度から1.4倍に増加している。相談内容は就労・資格に関するものが約4割で、それ以外は子育ての悩みなど多様である。今後も相談者の話を傾聴し、丁寧にフォローアップを行っていくとともに内容に応じて関係各課や専門窓口へつないでいく。

2 交流事業

令和2年度からは目的に合わせて参加できるように2つの体系に分け、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前申込制で定員を設けて実施した。

また、例年行っている屋外でのスペシャルサロンについては、感染症対策により規模縮小せざるを得ないバスツアーに代わり、なるべく多くの世帯が参加できるよう現地集合・解散型へ開催方法を変えて実施した。

(1) サロン豆の木（相談支援型）

ひとり親家庭同士で悩みの相談、情報交換をしながら過ごす会話を中心とした内容

ア 開催日時

毎月第1土曜日の午後2時～4時

※4月、5月は緊急事態宣言発令により、開催中止

イ 開催場所

梅田地域学習センター、子育てパレット管理施設（マタニティ&ベビーハウス Ohana）

ウ 参加世帯（者）数

25世帯46名（新規：4世帯）

開催日	内容（話のテーマ）	参加世帯 （参加人数）	新規世帯
6 / 6	働き方を変えたい時の1歩！講座	2（2）	0
7 / 4	夏に向けた食講座	3（6）	0
8 / 1	時間の使い方	4（5）	2
9 / 5	人間関係のプチストレス解消	1（2）	0
10 / 3	心を癒し元気にする音楽の力	2（4）	0
11 / 7	片付け講座 物と心の整理術	3（4）	1
12 / 5	忘年会	3（7）	0
1 / 9	疲れにくい体づくり	3（7）	0
2 / 6	大人と子どもの靴選び	2（5）	1
3 / 6	グチグチ cafe	2（4）	0

(2) サロン豆の木（企画型）

親子で楽しめる催し物を行い、様々な体験・経験機会を提供

ア 開催日時

毎月第2・4土曜日の午後2時～4時

※4月、5月は緊急事態宣言発令により、開催中止

イ 開催場所
 ギャラクシティ、梅田地域学習センター他区内各所

ウ 参加世帯（者）数
 128世帯305名（父子世帯：延べ5世帯、新規：22世帯）

開催日	内容	参加世帯 (参加人数)	うち 父子世帯	新規 世帯
6 / 27	組木コースター作り	5 (12)	0	0
7 / 11	ふれあい親子ヨガ	4 (8)	0	3
7 / 24	豆の木夏祭り	21 (56)	0	4
8 / 8	サマーコンサート	3 (6)	0	1
8 / 22	ブリッジャーを動かそう プログラミング	13 (33)	0	3
9 / 12	異国文化体験とドリームキャッチャー作り	5 (11)	0	0
9 / 26	簡単防災グッズ作り&非常食紹介	3 (7)	0	1
10 / 10	親子でフラダンス	1 (2)	0	0
10 / 24	DIY&変身ハロウィン	8 (18)	1	1
11 / 14	マジック教室	8 (19)	1	1
配信版	マジック教室～配信版～	3 (6)	0	1
11 / 28	合気道体験	6 (15)	1	1
12 / 12	アロマでしっとり乾燥対策	5 (14)	0	0
12 / 26	お正月飾りを作ろう	10 (22)	1	2
1 / 9	バルーンアート	5 (11)	1	1
1 / 23	親子でダンス	3 (6)	0	0
2 / 13	親子でYouTube体験	6 (15)	0	0
2 / 27	羊毛フェルト人形作り	9 (20)	0	0
3 / 13	セルフネイル・ネイルケア	5 (10)	0	3
3 / 27	イースター工作	5 (14)	0	0

(3) スペシャルサロン豆の木（体験型）

ア 開催日
 令和3年1月16日（土）、17日（日）、31日（日）

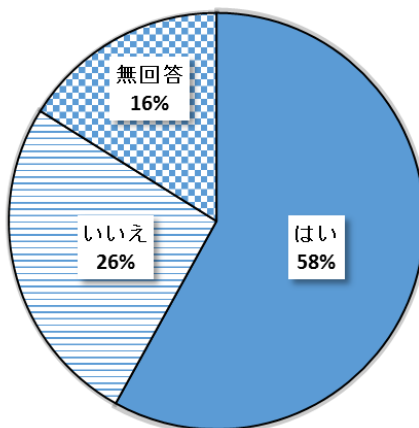
イ 開催場所
 越谷いちごタウン（越谷市増森一丁目41）※現地集合・現地解散

ウ 参加世帯（者）数
 65世帯161名（父子世帯：5世帯、新規：31世帯）

開催日	参加世帯 (参加人数)	うち 父子世帯	新規世帯
1 / 16	20 (45)	3	14
1 / 17	23 (62)	0	9
1 / 31	22 (54)	2	8

【参加者アンケートから見たサロンの効果】

サロンに初めて参加したときに比べ、自身の生活に変化を感じているか。



参加者の声

- ・ 時間と共に前向きになれている。
- ・ 何か困ったことがあっても相談できる場所があると思えることだけで気持ちが楽になる。
- ・ 色々なイベントに参加していく中で、人とのかかわりも増え、気持ち的に余裕もできた。
- ・ メリハリがついて規則正しい生活ができるようになった。
- ・ 子どもと出かける1つのイベントになって、楽しむことが増えた。

(4) 今後の方針

2つの体系(企画型・相談支援型)のサロンを継続して開催する。親子に体験機会を提供する企画型では、新たな世帯や父子も参加しやすい企画も検討していく。相談支援型においては、ひとり親家庭同士の交流促進や相談しやすい体制を目指す。個々のニーズに合った支援を選択できることで新規世帯の参加を促し、孤立化を防いでいく。

3 就労支援事業

(1) 自立支援給付金事業等利用実績 (カッコ内は前年度実績)

母子・父子家庭の経済的な自立を支援するため、仕事選びから就職までのサポートや給付金を支給し資格取得等の支援をする事業を実施

事業名	年間利用者数	新規利用者	修了者	
			修了者	正規雇用就労者
①高等職業訓練促進給付金	37 (49)	12 (14)	16 (20)	15 (16)
②自立支援教育訓練給付金	15 (34)	16 (18)	13 (20)	2 (9)
③自立支援プログラム策定	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)
④高校卒業程度認定試験合格支援	1 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)
計	53名 (86)	29名 (34)	30名 (41)	18名 (25)

【各事業の内容】

- ① 国家資格取得のため学校で修学する間の生活費の一部を支給
- ② 就職に繋がる資格取得や技能修得のために受講する講座の受講費用の一部を助成
- ③ ハローワークと連携し、個々の状況に合った仕事選びから就職までを支援
- ④ 試験受験のために受講する講座費用の一部を助成（ひとり親家庭の子も対象）

(2) セミナー・講座開催実績

資格取得や就職・転職に関するセミナーを開催し、自立に向けたライフプランを考える場を提供するとともに、給付金事業等の利用を啓発する目的で実施している。また、就職の選択の幅を広げるため、パソコン技能が修得できる講習会も実施している。

ア 開催数 10回（前年度 10回）

イ 参加者数 97名【定員145名】
（前年度 71名【定員178名】）

ウ 主な内容

講座名	参加者数	定員
パソコン講習会	59名	60名
マネープランセミナー	14名	20名
転職・就職準備セミナー	10名	20名
ライフプランセミナー	9名	20名

(3) 平成30年度自立支援給付金事業等修了者の1年経過後の就労状況の変化

雇用形態	修了時 (平成30年度中)	修了翌々年度8月の現況 届で確認(令和2年度)
正規雇用	16名	15名
非正規雇用	10名	9名
無職等	0名	2名(無回答)

※平成30年度修了者26名のうち、児童扶養手当を受給中の方について現況届で雇用形態の変化を確認。

(4) 今後の方針

コロナ禍において、飲食店等から在宅勤務できる事務職への希望など職業選択に変化が現れている。社会情勢に合わせた雇用や求職情報を持つハローワークとの連携も強め、就労による経済的自立を促進していく。

4 孤立のおそれがある世帯へのアンケート結果について

(1) 目的

孤立のおそれがある世帯の困りごとの把握のためアンケートを実施

(2) 対象

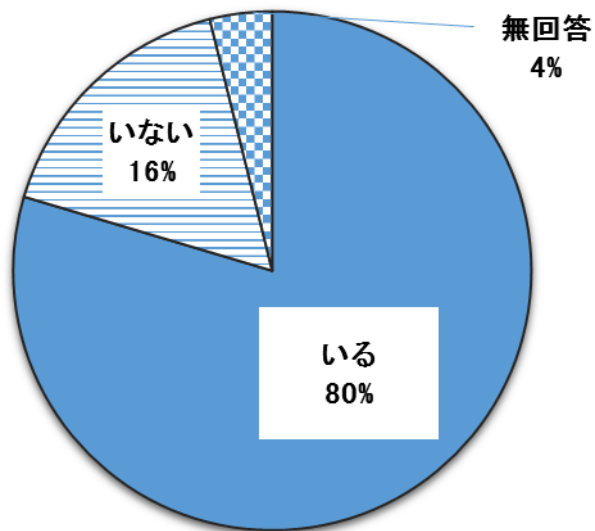
児童扶養手当受給者で、現況届により正規就労による収入がない388世帯

(3) 回答世帯数

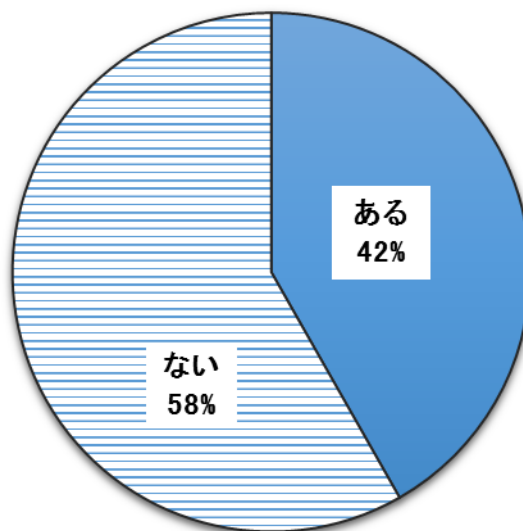
103世帯（3月末現在）

(4) 回答結果

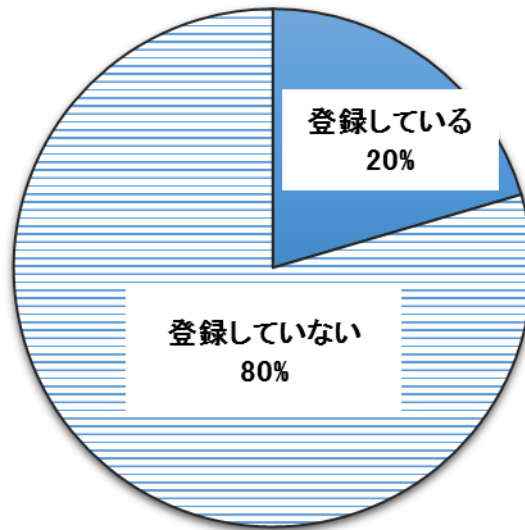
ア 相談者の有・無



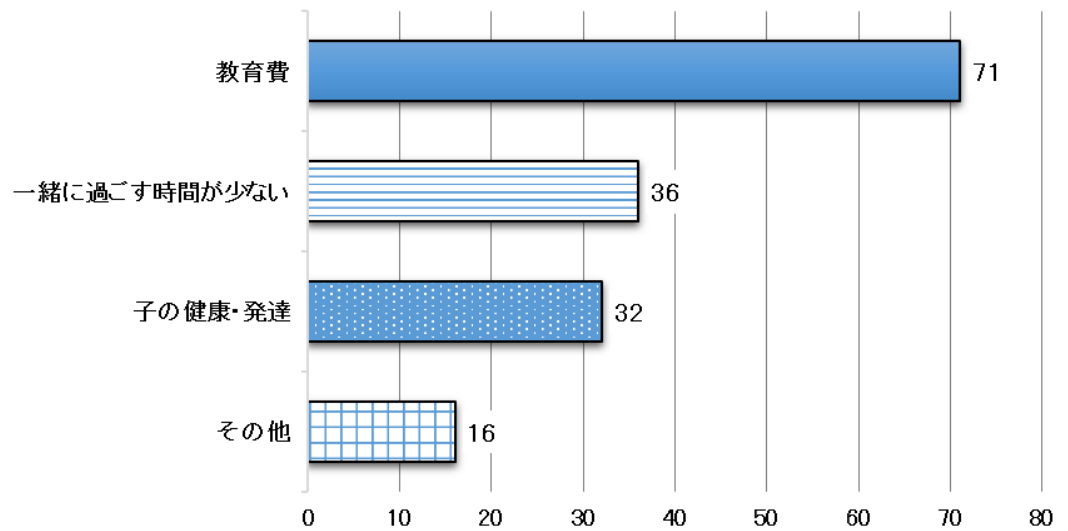
イ 支援事業利用の有・無



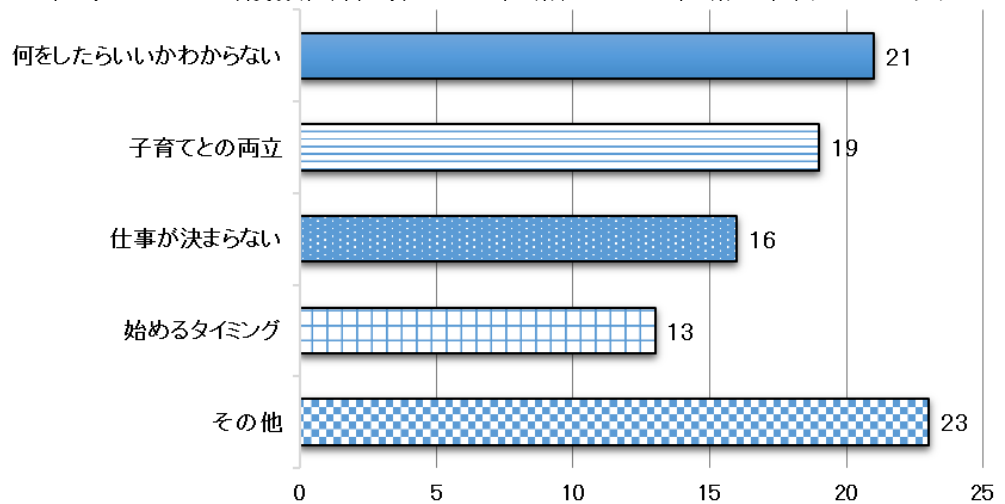
ウ メール・応援アプリ登録状況



エ 子育てのこと（複数回答可） 83世帯/103世帯が困りごとあり



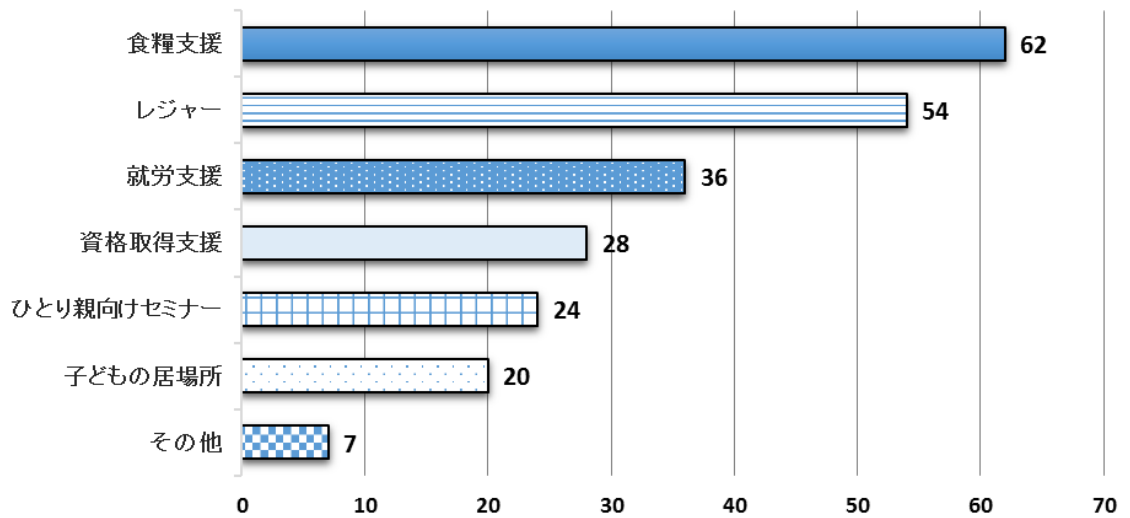
オ 仕事のこと（複数回答可） 68世帯/103世帯が困りごとあり



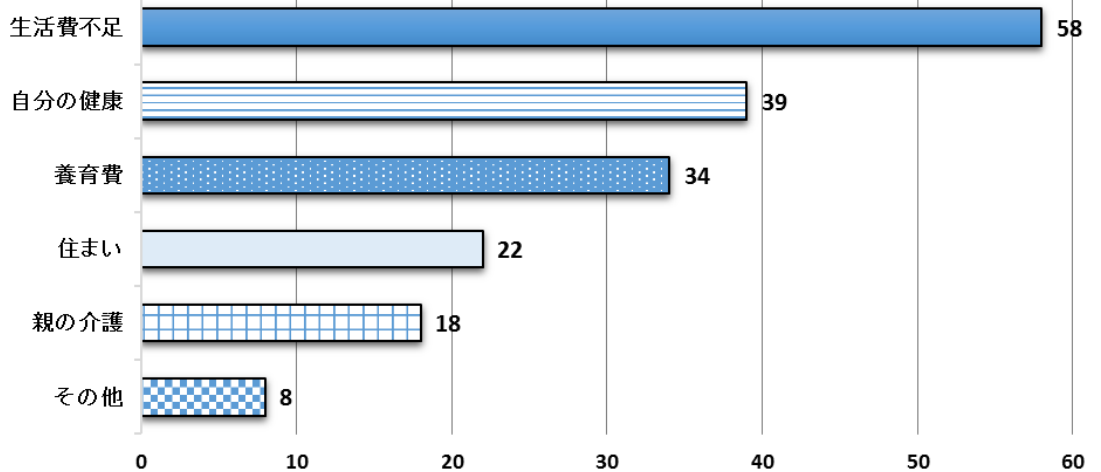
その他の主な回答

- ・ コロナで減収
- ・ コロナで仕事再開の目途が立たない
- ・ コロナで働く時間増やせない
- ・ コロナで客に会えない（営業職）

カ 生活のこと（複数回答可） 92世帯/103世帯が困りごとあり



キ 便利だと思う支援情報について（複数回答可）



(5) 今後の方針

教育費や生活費など、コロナ禍の影響で先行きに不安を抱える世帯が多いため次の支援を実施していく。

ア 令和3年に改訂した応援ブックには教育に関する貸付金や奨学金、給付金についてまとめているほか、就労に役立つ資格取得等に関する支援制度も掲載しており、4月に対象世帯へ送付した。

イ 豆の木サロンのちらしを送付し、交流を促したり、東京都のライフプランセミナーの開催などを豆の木メールでお知らせするなど情報提供していく。

ウ 手当の現況届送付時に、豆の木サロンや就労支援セミナー、応援アプリ登録のご案内等各種事業の案内ちらしを同封するなど情報提供を随時行い、関わりが持てるように努めていく。

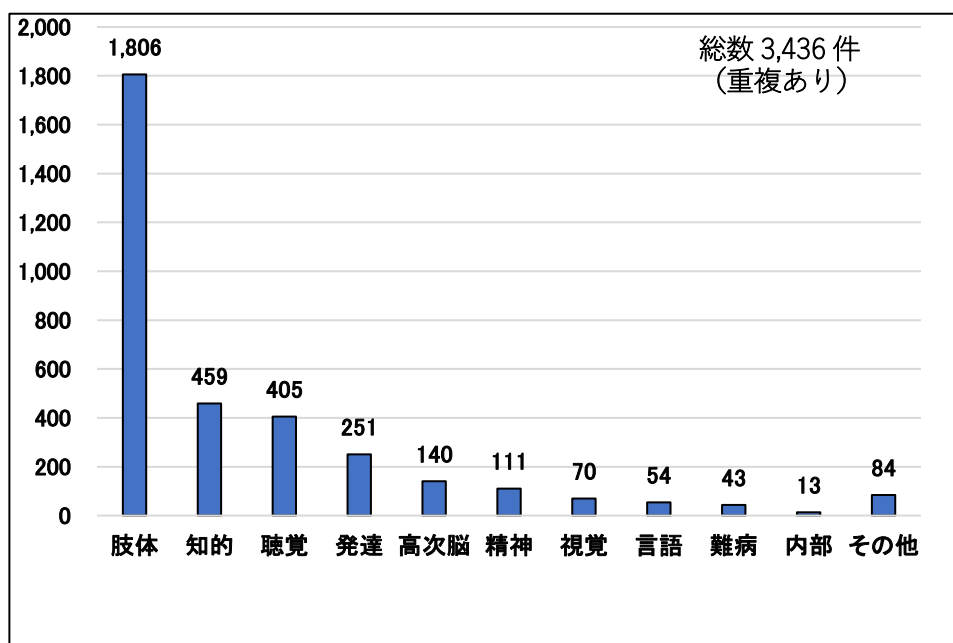
問題点・ 今後の方針	ひとり親を対象とした手当の現況届を活用し、社会的な孤立になりそうな世帯を把握し様々な支援に繋げることで、速やかに孤立の解消・自立の支援を促していく。
---------------	--

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	令和2年度障がい福祉センター相談事業の実績について																																																																															
所管部課名	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉センター																																																																															
内容	<p>令和2年度障がい福祉センターにおける相談事業の実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 自立生活支援室</p> <p>(1) 障がい者に対する総合相談</p> <p>ア 一般相談件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="472 712 1484 1285"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">新規相談</td> <td>電話</td> <td>—</td> <td>654</td> <td>743</td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>—</td> <td>149</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>824</td> <td>813</td> <td>861</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">継続相談</td> <td>電話</td> <td>—</td> <td>667</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>—</td> <td>975</td> <td>756</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>—</td> <td>218</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,088</td> <td>1,891</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,912</td> <td>2,704</td> <td>3,181</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度については、相談合計件数のみ把握している。</p> <p>イ マネジメント件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="472 1473 1484 1767"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">相談者数</td> <td>165</td> <td>111</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対応件数</td> <td>来所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>同行</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>628</td> <td>733</td> <td>391</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度、令和元年度については、対応合計件数のみ把握している。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため来所面談が減少。</p>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	新規相談	電話	—	654	743	窓口	—	149	110	メール	—	7	5	訪問等	—	3	3	計	824	813	861	継続相談	電話	—	667	1,300	窓口	—	975	756	メール	—	31	43	訪問等	—	218	221	計	2,088	1,891	2,320	合計		2,912	2,704	3,181			平成30年度	令和元年度	令和2年度	相談者数		165	111	112	対応件数	来所	—	—	328	訪問	—	—	18	同行	—	—	45	計	628	733	391
		平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																												
新規相談	電話	—	654	743																																																																												
	窓口	—	149	110																																																																												
	メール	—	7	5																																																																												
	訪問等	—	3	3																																																																												
	計	824	813	861																																																																												
継続相談	電話	—	667	1,300																																																																												
	窓口	—	975	756																																																																												
	メール	—	31	43																																																																												
	訪問等	—	218	221																																																																												
	計	2,088	1,891	2,320																																																																												
合計		2,912	2,704	3,181																																																																												
		平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																												
相談者数		165	111	112																																																																												
対応件数	来所	—	—	328																																																																												
	訪問	—	—	18																																																																												
	同行	—	—	45																																																																												
	計	628	733	391																																																																												

ウ 相談者の障がい種別



※ 肢体の障がいに関する相談のうち、半数は福祉用具の相談である。

(2) 補装具の相談・判定 (件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	新規	213	229	258
	継続	228	277	377
	計	441	506	635
判定件数		86	98	91

※ 補装具の相談では、補装具の事前評価及び作成後の適合判定など個別に対応している。

※ 補装具の判定は、本来は東京都の事業であるが、利便性等の理由から区指定医の協力を得て、障がい福祉センターで書類判定を実施している。特別区では、足立区のほか、世田谷区、板橋区のみが実施している。

(3) きこえの相談

毎週火曜日から金曜日まで言語聴覚士による相談を受ける。

音場検査[※]など聴力判定や補聴器のフィッティングまで専門的な相談に応じている。

※ 音場検査：スピーカーから測定音や言葉を出力して、補聴器を付けていない時と付けている時のきこえの変化から補聴器の効果を確認する検査法。

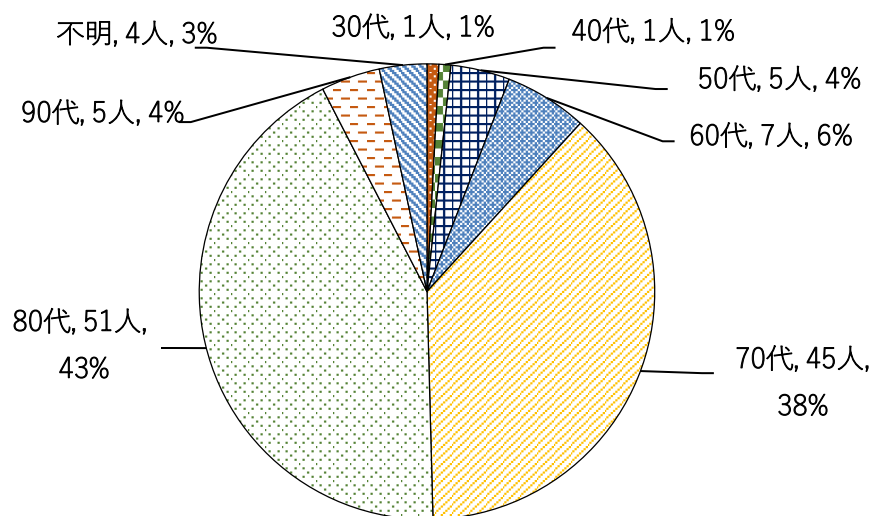
ア 相談件数 ()内は前年度実績

種 別	件 数
きこえの相談	180人 (175) うち新規119人 (104)
S T相談 (きこえ以外)	46人 (24)
耳鼻科医師・相談	7人 (7)

イ 相談内容 (新規相談119人について、重複あり)

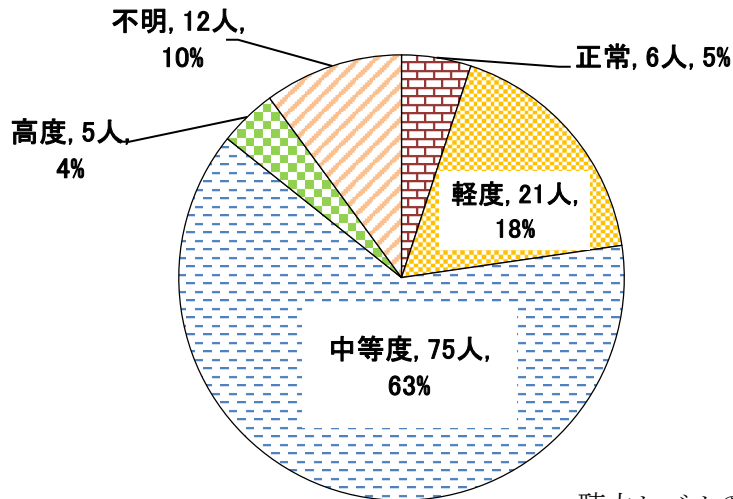
相談内容	件 数
聴力の衰え	74人
補聴器	100人
耳鳴り	2人
障がい者手帳の取得	5人
生活・コミュニケーション	4人
その他	6人
合 計	191人

ウ 年齢別内訳 (新規相談119人について)



※ 年齢不明者を除き新規相談者は、65歳以上が全体の94% (108人)を占め、加齢による難聴の相談が多い。

エ 聴力検査の結果（新規相談 119人）



聴力レベルの判断基準（dB）

重度	高度	中等度	軽度	正常
90～	70～89	40～69	25～39	～24

※ 身体障がい者手帳の取得につながった方 11人
（6級相当4人、語音明瞭4級相当7人）

(4) ピアサポート（障がい当事者による相談） (件)

	肢体	聴覚	視覚	高次脳	計
相談件数	13 (29)	25 (28)	9 (6)	0 (4)	47 (67)

() 内は前年度実績

※ 令和2年度は障害者週間特集としてあだち広報11月25日号にピアサポーター2名のインタビュー記事を掲載した。

2 雇用支援室

(1) 相談件数 (件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
来所	2,776	2,608	2,055
電話・メール	7,477	7,127	9,233
訪問	1,732	1,781	972
その他	1,327	1,165	1,873
計	13,312	12,681	14,133

※ その他は、支援計画作成、支援方針会議、行政機関・支援機関との連携会議等

(2) 相談者の障がい種別 (重複あり)

ア 身体障がい 延べ364人 (人)

肢体 1～3	肢体 4～7	視覚	聴覚	平衡 機能	音声 言語	内部
133	78	37	79	1	9	27

イ 知的障がい 延べ1,160人 (人)

1度	2度	3度	4度
0	2	169	989

ウ 精神障がい 延べ522人 (人)

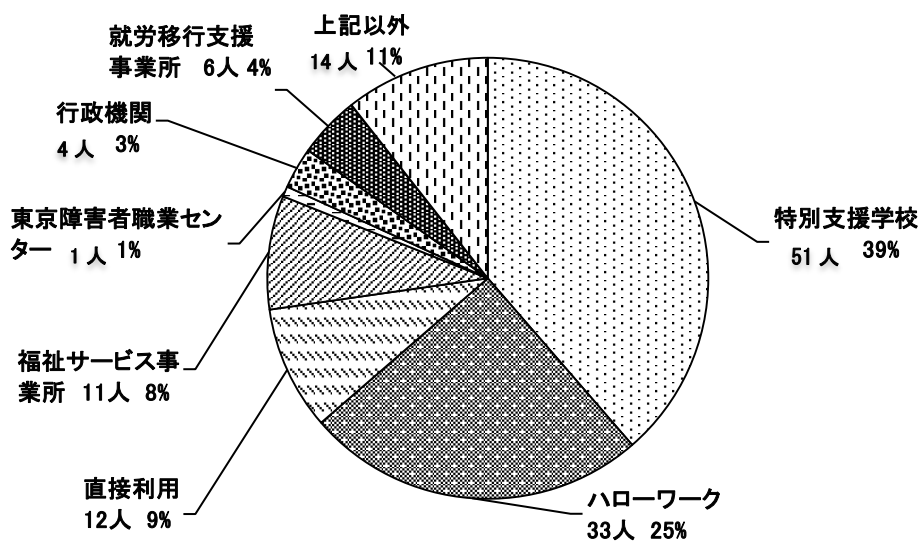
1級	2級	3級
9	192	321

エ 手帳なし 延べ20人

オ 発達障がい等の支援状況 (人)

	発達	てんかん	高次脳	難病	計
令和元年度	390	146	81	19	636
令和2年度	409	144	80	19	652
増減	19	△2	△1	0	16

(3) 相談に至る紹介経路 (新規登録132人)



(4) 就労状況

ア 一般企業への障がい別就労者数 (延べ人数) (人)

	身体	知的	精神	手帳なし	計
令和元年度	17	22	31	6	76
令和2年度	6	13	11	3	33
増減	△11	△9	△0	△3	△43

イ 就労先の業種 (実人数30人の内訳) (人)

建設	製造	電気ガス	情報通信	運輸	卸売小売
0	1	0	0	0	5

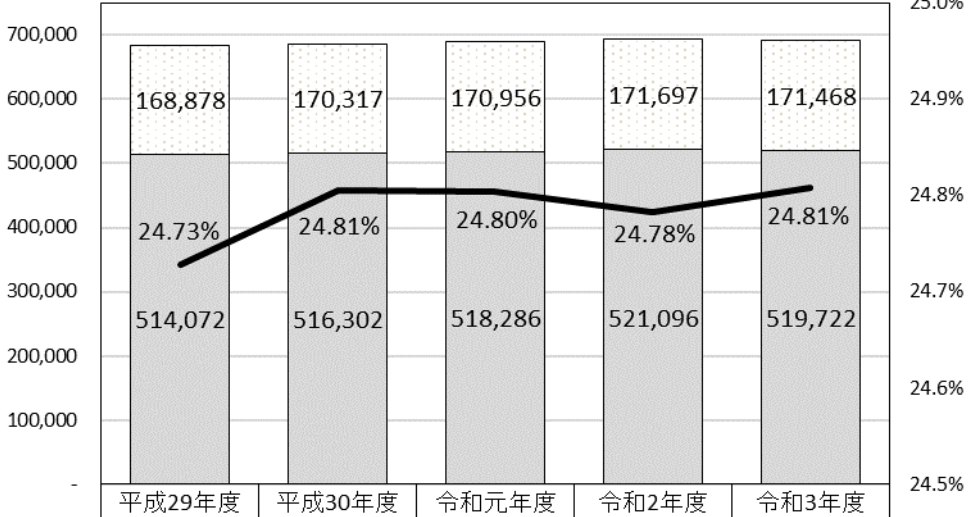
金融保険	不動産	飲食宿泊	医療福祉	教育学習	その他
0	1	0	0	1	22

問題点
今後の方針

毎年度末に業務報告会で外部から意見をいただくなどPDC Aサイクルを取り入れ、引き続き虐待の再発防止と業務の質の向上に取り組んでいく。

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	令和2年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について																														
所管部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課																														
内容	<p>令和2年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について、以下のとおり報告する。 数値は令和3年3月31日現在の実績値。（ ）内は前年同日の実績値。 ※ 詳細は別紙1を参照</p> <p>1 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）</p> <p>(1) 65歳以上の被保険者数 171,293人（171,595人） 前年度比302人減、0.2%減 ※ 住所地特例の制度があるため「65歳以上人口」とは一致しない。</p> <p>(2) 介護保険料収納率 98.5%（98.3%） 前年度比0.2ポイント増</p> <p>2 要支援・要介護認定者数 36,937人（36,913人）前年度比24人増、0.1%増</p> <p>3 保険給付状況</p> <p>(1) 介護サービス受給者数 29,559人（29,015人） 前年度比544人増、1.9%増</p> <p>(2) 保険給付費 54,839,199千円（53,553,194千円） 前年度比1,286,005千円増、2.4%増</p> <p>《参考》【総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】（各年4月1日現在）</p>  <table border="1" data-bbox="375 1780 1396 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上人口</td> <td>168,878</td> <td>170,317</td> <td>170,956</td> <td>171,697</td> <td>171,468</td> </tr> <tr> <td>64歳以下人口</td> <td>514,072</td> <td>516,302</td> <td>518,286</td> <td>521,096</td> <td>519,722</td> </tr> <tr> <td>総人口</td> <td>682,950</td> <td>686,619</td> <td>689,242</td> <td>692,793</td> <td>691,190</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>24.73%</td> <td>24.81%</td> <td>24.80%</td> <td>24.78%</td> <td>24.81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年4月1日時点で、足立区における高齢化率は24.81%であり、前年度より0.03ポイント上昇した。</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	65歳以上人口	168,878	170,317	170,956	171,697	171,468	64歳以下人口	514,072	516,302	518,286	521,096	519,722	総人口	682,950	686,619	689,242	692,793	691,190	高齢化率	24.73%	24.81%	24.80%	24.78%	24.81%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																										
65歳以上人口	168,878	170,317	170,956	171,697	171,468																										
64歳以下人口	514,072	516,302	518,286	521,096	519,722																										
総人口	682,950	686,619	689,242	692,793	691,190																										
高齢化率	24.73%	24.81%	24.80%	24.78%	24.81%																										
問題点・今後の方針	令和2年度実績を検証し、介護保険事業が安定的に運営できるよう努めていく。																														

(数値は、特に記載のないものは令和3年3月31日現在)

1 保険料賦課状況

① 第1号被保険者数 (人)

年齢区分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減数	前年度比 (A/B)
65歳以上75歳未満	79,058	79,278	-220	99.7%
75歳以上	92,235	92,317	-82	99.9%
(再掲)外国人	2,469	2,355	114	104.8%
(再掲)住所地特例者	1,018	989	29	102.9%
計	171,293	171,595	-302	99.8%

※「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

② 第1号被保険者数の保険料段階別状況

(人)

所得段階	人数	割合	令和元年度割合
第1段階	40,696	23.8%	23.9%
第2段階	14,117	8.2%	8.1%
第3段階	13,493	7.9%	7.9%
第4段階	20,102	11.7%	12.1%
第5段階	16,235	9.5%	9.3%
第6段階	20,885	12.2%	12.1%
第7段階	20,067	11.7%	11.7%
第8段階	11,562	6.7%	6.8%
第9段階	5,419	3.2%	3.0%
第10段階	3,937	2.3%	2.2%
第11段階	1,444	0.8%	0.9%
第12段階	1,345	0.8%	0.8%
第13段階	861	0.5%	0.5%
第14段階	1,130	0.7%	0.7%
計	171,293	100.0%	100.0%

③ 第1号被保険者の収納状況

(千円)

	A 賦課(調定額)	B 収納額	B/A収納率	元年度収納率
特別徴収	10,045,155	10,076,271	100.3%	100.2%
普通徴収	1,633,011	1,431,443	87.7%	86.4%
計	11,678,166	11,507,714	98.5%	98.3%
滞納繰越	487,320	99,729	20.5%	20.5%

※賦課額・収納額は令和3年4月末日現在

※収納額は還付未済額を含む

※滞納繰越分は普通徴収のみ

2 認定状況

① 要介護度別の認定者数

(人)

	第1号被保険者		第2号被 保険者 (40~64 歳)	合計	構成比	元年度末 認定者数 合計	元年度末 構成比	(参考) 東京都元 年度末構成比
	前期高齢者 (65~74歳)	後期高齢者 (75歳以上)						
要支援1	696	3,920	75	4,691	12.7%	5,098	13.8%	15.4%
要支援2	723	3,905	99	4,727	12.8%	5,078	13.7%	12.9%
要介護1	623	4,945	73	5,641	15.3%	5,175	14.0%	20.4%
要介護2	995	6,211	211	7,417	20.1%	7,226	19.6%	16.7%
要介護3	665	4,577	130	5,372	14.5%	5,234	14.2%	12.9%
要介護4	599	4,426	113	5,138	13.9%	4,938	13.4%	12.5%
要介護5	495	3,317	139	3,951	10.7%	4,164	11.3%	9.2%
計	4,796	31,301	840	36,937	100.0%	36,913	100.0%	100.0%
構成比	13.0%	84.7%	2.3%	100.0%				
構成比 対前年増減	0.3%	0.0%	2.7%					

※被保険者別構成比は、元年度と比較し、前期高齢者が微増、後期高齢者が微減に対し、第2号被保険者は2.7%増加した。

3 保険給付状況

① 介護サービス受給者数の推移

(人)

各月末\受給者数	受給者数	受給者数		
		在宅	地域密着	施設
平成31年3月	27,988	19,656	3,790	4,542
令和2年3月	29,015	20,354	3,847	4,814
令和3年3月	29,559	20,815	3,831	4,913

※令和3年3月末の受給者数(29,559人)は、令和2年3月末より544人、1.9%増加した。

平成31年3月末と比較すると、1,571人、5.6%増加した。

※在宅受給者数には、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

② 介護サービス別保険給付費

(千円)

サービス名	令和2年度 給付費(A)			令和元年度 給付費(B)	対前年度比 (A/B)
	介護給付	予防給付	合計		
居宅サービス	32,737,780	716,054	33,453,834	33,066,477	101%
施設サービス	17,373,735	—	17,373,735	16,658,985	104%
福祉用具購入	58,621	13,310	71,931	68,872	104%
住宅改修	104,365	59,790	164,155	181,585	90%
高額介護サービス費(公費負担分含)	1,714,492	—	1,714,492	1,576,946	109%
高額医療合算介護サービス費	203,875	—	203,875	201,773	101%
特定入所者介護サービス費	1,801,445	506	1,801,951	1,744,235	103%
審査支払手数料	51,254	3,972	55,226	54,321	102%
その他	—	—	0	0	—
総計	54,045,567	793,632	54,839,199	53,553,194	102%

【参考】総合事業費

(千円)

種別	令和2年度	令和元年度	対前年度比
訪問型サービス	372,614	387,906	96%
通所型サービス	593,704	696,503	85%
介護予防ケアマネジメント	141,030	164,460	86%
審査支払手数料	2,964	3,178	93%
高額介護予防サービス費相当分	1,425	1,800	79%
合計	1,111,737	1,253,847	89%

③ 利用者負担額減額状況

ア) 特定入所者介護サービス費支給対象件数

(件)

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	療養型医療施設	短期入所介護	計(A)	令和元年度 合計件数(B)	対前年度比 (A/B)
第3段階 (第2段階以外の住民税世帯非課税者)	615	261	14	871	1,761	2,223	79%
第2段階※ (住民税世帯非課税者で下記の場合)	262	117	5	414	798	1,013	79%
第1段階 (高齢福祉年金受給者・生保受給者)	107	342	16	992	1,457	1,470	99%
計	984	720	35	2,277	4,016	4,706	85%

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下

イ) 生計困難者に対する利用料助成事業(都制度)

	令和2年度	令和元年度
軽減者数	190	197
助成延べ件数	1,135	1,427
助成額(円)	8,867,128	8,781,041

④ 家族介護慰労金事業

	令和2年度	令和元年度
件数	9	16
支給額(円)	900,000	1,600,000

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	令和2年度生活保護の適正執行及び自立支援の取組み状況について																																																										
所管部課名	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課																																																										
内容	令和2年度における生活保護の適正執行及び自立支援の取組みについて報告する。																																																										
	<p>1 課税データとの突合調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>突合件数</td> <td>A</td> <td>29,548件</td> <td>29,350件</td> </tr> <tr> <td>保有情報との差異件数</td> <td>B</td> <td>2,852件</td> <td>2,928件</td> </tr> <tr> <td>保有情報との差異率</td> <td>B/A</td> <td>9.7%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>Bのうち、返還決定件数</td> <td>C</td> <td>312件</td> <td>352件</td> </tr> <tr> <td>Bのうち、返還決定率</td> <td>C/B</td> <td>10.9%</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(内訳) 適用及び決定額</td> <td rowspan="2">法第78条</td> <td>162件</td> <td>142件</td> </tr> <tr> <td>5,937万円</td> <td>7,346万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第63条</td> <td>150件</td> <td>210件</td> </tr> <tr> <td>1,373万円</td> <td>1,088万円</td> </tr> <tr> <td>Cのうち、生活保護廃止</td> <td>D</td> <td>11世帯</td> <td>10世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 年金受給権の調査</p> <p>資産調査専門員による年金受給権調査等の結果、次のとおり年金裁定請求等を行い、収入認定等の決定を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金等裁定請求</td> <td></td> <td>673件</td> <td>560件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(内訳)</td> <td>年金等</td> <td>589件</td> <td>488件</td> </tr> <tr> <td>年金基金</td> <td>59件</td> <td>52件</td> </tr> <tr> <td>一時金</td> <td>25件</td> <td>20件</td> </tr> </tbody> </table>					令和元年度	令和2年度	突合件数	A	29,548件	29,350件	保有情報との差異件数	B	2,852件	2,928件	保有情報との差異率	B/A	9.7%	10.0%	Bのうち、返還決定件数	C	312件	352件	Bのうち、返還決定率	C/B	10.9%	12.0%	(内訳) 適用及び決定額	法第78条	162件	142件	5,937万円	7,346万円	法第63条	150件	210件	1,373万円	1,088万円	Cのうち、生活保護廃止	D	11世帯	10世帯			令和元年度	令和2年度	年金等裁定請求		673件	560件	(内訳)	年金等	589件	488件	年金基金	59件	52件	一時金	25件
		令和元年度	令和2年度																																																								
突合件数	A	29,548件	29,350件																																																								
保有情報との差異件数	B	2,852件	2,928件																																																								
保有情報との差異率	B/A	9.7%	10.0%																																																								
Bのうち、返還決定件数	C	312件	352件																																																								
Bのうち、返還決定率	C/B	10.9%	12.0%																																																								
(内訳) 適用及び決定額	法第78条	162件	142件																																																								
		5,937万円	7,346万円																																																								
	法第63条	150件	210件																																																								
		1,373万円	1,088万円																																																								
Cのうち、生活保護廃止	D	11世帯	10世帯																																																								
		令和元年度	令和2年度																																																								
年金等裁定請求		673件	560件																																																								
(内訳)	年金等	589件	488件																																																								
	年金基金	59件	52件																																																								
	一時金	25件	20件																																																								

3 医療扶助の適正化

(1) ジェネリック医薬品の使用数量割合の推移

使用率	H30.6	H31.6	R2.6	R3.1
生活保護受給者	77.3%	87.2%	88.7%	87.9%
【参考】23区平均	76.1%	86.1%	87.8%	

- ※ 23区平均と比較するため「医療扶助実態調査」から抜粋
- ※ 令和2年6月時点では23区中8位
- ※ 平成30年10月1日から、医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことが原則化された（生活保護法）。

(2) 医療扶助におけるジェネリック医薬品の削減効果（推計値）

年度	1年間の削減効果額
平成30年度	約6億5,572万円
令和元年度	約9億5,985万円
令和2年度	約9億5,973万円

- ※ 社会保険診療報酬支払基金から受領した電子レセプトデータを基に、使用されたジェネリック医薬品が全て先発医薬品だった場合の金額を推計

4 就労支援

		令和元年度	令和2年度
A	支援者数	2,927名	2,871名
B	就労者数	1,031名	1,082名
(内訳)	包括的就労支援事業	347名	655名
	ハローワーク	234名	179名
	地区担当員	442名	245名
	若年層 ※	8名	3名
C	就労率 (B/A)	35.22%	37.69%

- ※ 15歳から40歳未満で特に就労阻害要因のない意欲の乏しい引きこもり等の者に対して就労意欲の醸成を図る就労準備支援

5 包括的就労支援事業（令和2年度実績）

受給者の自立に向けてさらなる就労支援を進めていくことを目的として、令和元年度から、高い専門性とノウハウを持つ事業者に包括的に就労支援を委託（就労支援、就労準備支援、定着支援、個別求人開拓）して実施している。

	目標	実績	達成率
支援者数	1,500名	1,897名	126.5%
個別求人開拓社数	1,000社	1,152社	115.2%
うち区内	500社	620社	124.0%
個別求人開拓件数	1,200件	1,756件	146.3%
うち区内	600件	1,046件	174.3%
就労体験先開拓社数	50社	77社	154.0%

問題点
今後の方針

新型コロナウイルスの影響により訪問調査ができない期間があったが、電話等による世帯把握や助言・指導等を行うことで、生活保護の適正執行及び自立支援に取り組んだ。

引続き、多様な手段で生活保護受給者の世帯把握を行い、寄り添い支援を行うとともに、生活保護の適正執行及び自立支援に取り組んでいく。

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	足立福祉事務所滞納対策アクションプランについて
所管部課名	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課
内容	<p>生活保護返還金に関するアクションプランを策定したので報告する。</p> <p>1 計画名 足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン</p> <p>2 目的 膨らみ続ける生活保護費返還金の収入未済額の削減と収納率向上を図るため。</p> <p>3 基本方針 (1) 相談体制の充実による発生抑止の強化と、積極的な財産調査の実施による、メリハリのある徴収体制の構築。 (2) 法第63条返還金について、法第77条の2の適用（強制徴収債権の適正な認定）を推進する。 (3) 回収の見込みがない債権については、適正な執行停止・欠損の促進を図る。 (4) 特別収納対策課との連携及び指導のもと、福祉事務所内における統一した債権管理を図る。</p> <p>4 計画年度 令和3年度から令和5年度</p> <p>5 アクションプランの構成（別紙2参照） (1) はじめに (2) 返還金種別の説明 (3) 生活保護費返還金の状況（全体像） (4) 基本方針と主な取り組み内容等 (5) アクションプランによる効果・成果</p>
問題点 今後の方針	特別収納対策課と連携し、適正な債権管理を推進していく。

令和 3 年 6 月

足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン
(令和 3 年度～令和 5 年度)

足立区 足立福祉事務所

1 はじめに

生活保護費返還金の収入未済額累計は令和元年度実績で約25億円（5ページ参照）となり、足立区の中でも最も多額な債権のひとつとなっている。

回収が困難な最大の理由は、生活保護費返還金はそもそも生活保護の受給期間中に発生した債権であり、返済資力が乏しく収納に結び付きにくいことにある。また、生活保護から脱却した場合であっても、生活水準が飛躍的に向上することは難しく、福祉事務所との関係が途切れてしまうことで納付交渉が困難となり滞納が継続する。生活保護費返還金に係るこうした事情が、収納率低下の要因となっている。

そうした中、平成30年10月の生活保護法（以下、「法」という。）改正により、法第63条返還金については、条件を満たせば強制徴収債権として徴収することが可能となった。そのため、令和3年度から強制徴収債権の一部（死亡廃止債権及び高額債権の計80件）を特別収納対策課に移管して、処理促進を図ることとした。

この機会をとらえ、今後新たに返還金を発生させない取組み（生活実態の正確な把握による資力の早期発見など）を強化しつつ、膨大な収入未済額を削減し得る「強制徴収債権」に力点をおいた「足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン（令和3年度～令和5年度）」を策定し、適正な債権管理及び収納率向上を図っていく。

なお、国や都などの動向、社会経済情勢の変化、関連法令の改正など、今後の滞納整理事務を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な滞納整理を行っていく。

【足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン 基本方針】

- ① 相談体制の充実による発生抑止の強化と、積極的な財産調査の実施による、メリハリのある徴収体制の構築。
- ② 法第63条返還金について、法第77条の2の適用（強制徴収債権の適正な認定）を推進する。
※ 非強制徴収債権である法第63条返還金は、平成30年10月の法改正により法第77条の2に基づき決定することで強制徴収債権として徴収することが可能となったため。
- ③ 回収の見込みがない債権については、適正な執行停止・欠損の促進を図る。
- ④ 特別収納対策課との連携及び指導のもと、全福祉課内で統一した債権管理を図る。

【足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン 最終目標（令和5年度）】

債権放棄による不納欠損を毎年度2億円以上とし、結果として下表のとおり収入未済額を削減し、収納率を向上させる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入未済額	24.9億円	24.5億円	24.0億円
収納率	19.38%	20.66%	20.94%

2 返還金種別の説明

債権区分	種類	収入未済額 (令和3年2月1日現在)	内容
非強制 徴収債権 (※1)	生活保護法第63条 (以下、63条)	10億2千万円	不動産や受給可能な年金等の資力があるにもかかわらず、急迫等により生活保護費の支給を受けた場合に生じる返還金。 決定処理の遅延等により、遡及限界（前2か月）を超えて生じた過払い分についても適用する。
	生活保護法第78条 【平成26年7月改正前】 (以下、改正前78条)	3億7千万円	虚偽の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金。 なお、平成26年7月以降分は強制徴収債権になっている（下記、生活保護法第78条【平成26年7月改正後】を参照）。
	地方自治法施行令第160条 (以下、160条)	3億7千万円	年度をまたいだ戻入金のこと。戻入金とは、被保護者の生活拠点が在宅から入院・入所となった場合に、保護基準額が引き下げとなること等による保護費の過払いのこと。 1件あたりの債権額は4万円程度となっている。
強制 徴収債権 (※2)	生活保護法第77条の2 (以下、77条の2)	なし	区側の事務処理誤り等により発生したものでない63条の返還金については、77条の2に基づく決定をすることで、強制徴収債権として徴収することができるもの。 平成30年10月の法改正により可能となった制度で、今後取り組みを進めていく。
	生活保護法第78条 【平成26年7月改正後】 (以下、78条)	9億5千万円	虚偽の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金で、平成26年7月以降は強制徴収債権として徴収することができることとなった。 78条は、いわば損害追徴としての性格のものであり、63条に基づく費用の返還の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるものではない。

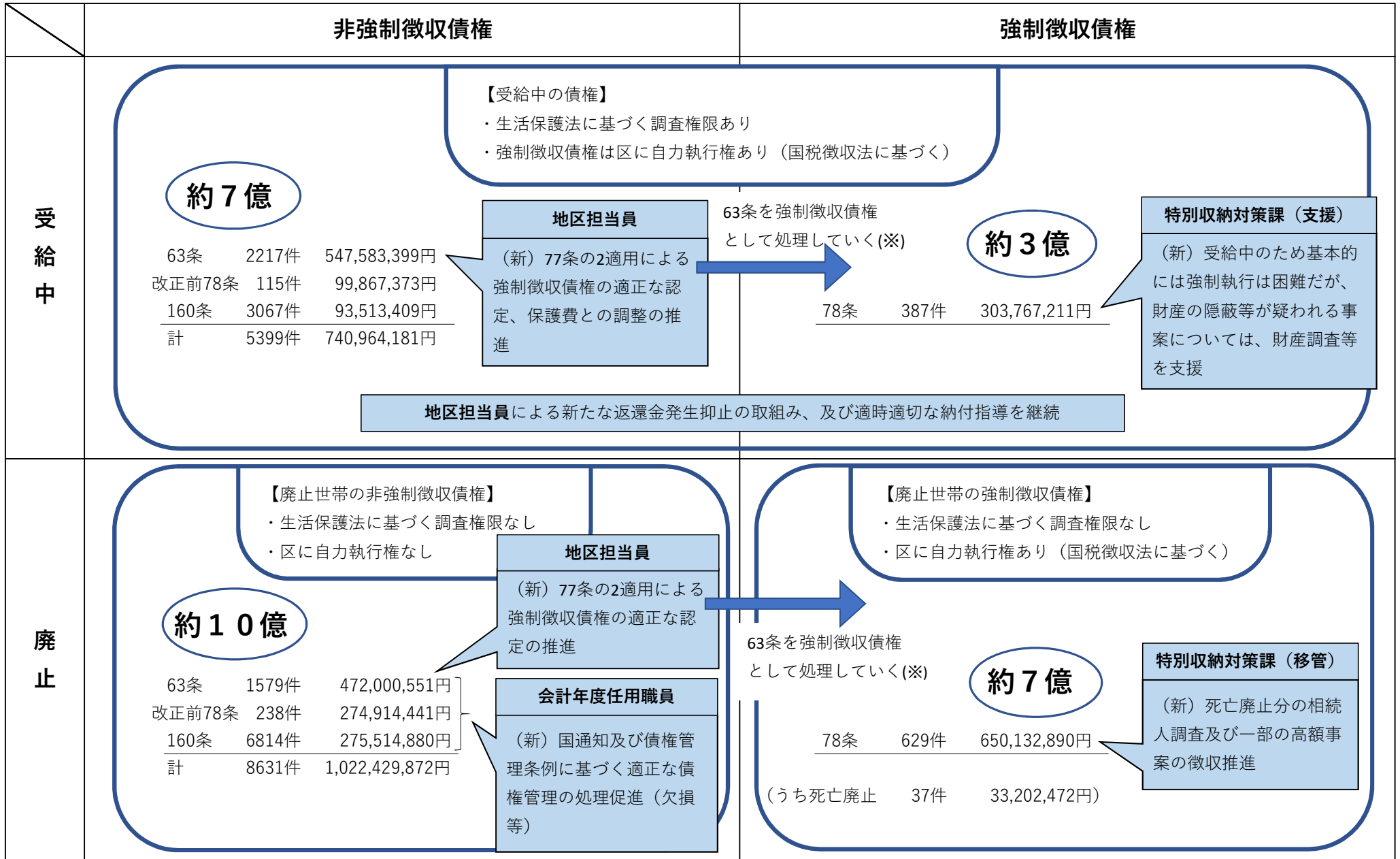
※1 非強制徴収債権とは、区が滞納処分を行えない債権のこと。そのため、裁判所に支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行う。

※2 強制徴収債権とは、区が滞納処分（財産調査や給与・預貯金・不動産等の差押え等）を行える債権のこと。

3 生活保護費返還金の状況（全体像）

生活保護費返還金には、強制徴収債権と非強制徴収債権が混在し、また保護受給中か廃止かで下図のとおり4つに分類される。

（令和3年2月1日現在）



※平成30年10月1日以後に支払われた保護費に係る63条について、77条の2適用により強制徴収債権として処理することが可能となった。

4 基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	個別目標
<p>1 【相談体制の充実による発生抑止の強化】</p> <p>【積極的な財産調査の実施による、メリハリのある徴収体制の構築】</p>	<p>【相談体制の充実による発生抑止の強化】</p> <p>① 保護受給中の世帯に対し、訪問等により生活の実態を把握し、納付指導及び収入申告義務等の必要性を繰り返し説明する。</p> <p>② 返還金発生の原因を調査・分析し、それに対する対策を福祉事務所内で共有することで、新たな発生を抑止する。</p> <p>③ 会計年度任用職員2名を採用し、主に廃止世帯の非強制徴収債権の適正な管理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いたずらに時効消滅とすることのないよう、地区担当員の徴収業務をサポートする。 ・債権管理条例に基づく債権放棄の検討など、回収及び欠損の処理を強化・促進する。 <p>【積極的な財産調査の実施】</p> <p>保護廃止済みの高額滞納事案及び保護受給中であっても、財産の隠蔽等が疑われる事案について、特別収納対策課の支援または移管により積極的に財産調査を実施する。</p>	<p>【区側の事務処理誤り等により発生する63条の発生率】</p> <p>5%減少（令和3年度中に返還金発生の原因分析を行う）</p>
<p>2 63条について、保護廃止後の徴収業務を見据えて、77条の2の適用（強制徴収債権の適正な認定）を推進する。</p>	<p>① 被保護者向けリーフレットを新たに作成、重要事項の説明・確認書に77条の2に関する項目を記載。</p> <p>② 77条の2適用にあたっての具体的な事務処理について、取扱基準を策定（令和3年6月末日途）。</p> <p>③ 今後新たに発生する63条のほか、法改正以後に決定した63条についても、77条の2を適用していく。</p> <p>※ 令和3年度中に新たな重要事項の説明・確認書を一斉徴取し、77条の2適用については中部第一福祉課及び中部第二福祉課から先行して実施し、77条の2を適用できる事案を検証したうえで、令和4年度から全福祉課で実施予定。</p>	<p>【77条の2適用額（新規発生分）】</p> <p>1億2,000万円</p>
<p>3 回収の見込みがない債権については、適正な執行停止・欠損の促進を図る。</p>	<p>① 財産調査の結果、回収の見込みがないと判断したものについて執行停止・欠損する。</p> <p>② 死亡廃止債権にかかる相続人調査の結果、相続放棄の意思確認ができたものを執行停止・欠損する。</p> <p>③ 債権管理条例の指針に基づき債権の放棄処理を促進する。</p> <p>※ ①②は特別収納対策課に債権を移管し調査を実施する。</p> <p>※ 上記の処理に基づき欠損した債権額を国庫負担金精算の対象に含め請求する（国庫負担金対象額の4分の3が交付される）。</p>	<p>【財産調査、相続人調査の移管件数及び執行停止・欠損額】</p> <p>移管：年間80件</p> <p>合計8,000万円程度</p> <p>執行停止・欠損：4,000万円</p> <p>【債権管理条例による債権放棄（5万円未満の少額債権）】</p> <p>1,000万円</p>
<p>4 特別収納対策課との連携及び指導のもと、福祉事務所内における統一した債権管理を図る。</p>	<p>① 困難事例について、特別収納対策課の支援のもと、的確な徴収業務を推進する。</p> <p>② 新たに対応事例集を作成し、統一した債権管理を行うため、福祉事務所内において、連絡会を毎月1回実施する。</p> <p>※ 事例とは、債務者が自己破産や死亡した場合の処理方法や、納付を拒む場合の対応方法など。</p>	<p>【連絡会、事例集の作成】</p> <p>事例発生の都度</p>

